



平成21年6月8日

各 位

会 社 名 岡藤ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 松 井 政 彦  
( J A S D A Q ・ コード 8 7 0 5 )  
問 合 せ 先  
役職・氏名 取 締 役 中 村 元 治  
電 話 0 3 - 5 5 4 3 - 8 7 0 5

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第4回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第9条(株券の発行)を削除するものであります。また、現行定款第10条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

決済合理化法附則第2条の定めにより「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款のうち、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する文言の削除等の所要の変更を行うものであります。

株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで、これを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

以 上

【 別 紙 】

( 下線部分は変更箇所 )

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 9 条 ( 株券の発行 )  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>  <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式について株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第 10 条            ( 省 略 )</p> <p>第 11 条 ( 株主名簿管理人 )            当社は、株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。  <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 12 条 ( 株式取扱規程 )  <u>当社が発行する株券の種類ならびに、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 13 条 ( 基 準 日 )            毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 ( 実質株主を含む。以下同じ ) をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。            前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第 14 条            ( 省 略 )</p> <p>第 43 条            ( 新 設 )</p>	<p>( 削 除 )</p> <p>第 9 条            ( 現行どおり )</p> <p>第 10 条 ( 株主名簿管理人 )            当社は、株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。            当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 11 条 ( 株式取扱規程 )            当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび株主の権利行使の手続については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 12 条 ( 基 準 日 )            毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。            前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第 13 条            ( 現行どおり )</p> <p>第 42 条            附 則</p> <p>第 1 条  <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条  <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>